

3 人を惹きつける地域づくり

(1) 人口減少対策 ⑫小規模事業者等の経営支援体制の強化

国への提案事項

小規模事業者等の経営支援体制の強化

- 小規模企業振興基本計画(第Ⅲ期)に定められた地方公共団体の責務を果たすため、商工団体における経営指導員の設置等への支援に必要な財政措置を確実に講じること。
- あわせて、商工会や商工会議所の会館の建替え、移転及び取壊し等に必要となる施設整備費等に係る財政措置を講じること。

【提案先省庁：総務省、経済産業省、中小企業庁】

3 人を惹きつける地域づくり

(1) 人口減少対策

⑫小規模事業者等の経営支援体制の強化

現状／広島県の取組

- 商工会及び商工会議所は、商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第4条第1項の規定に基づき、小規模事業者の経営の改善発達を支援するための経営改善普及事業を実施しており、県は、その事業実施に必要な経営指導員等の人件費のほか、講習会の開催等に係る事業費に対して、補助金を交付している。
- 国においては、令和7年3月に小規模企業振興基本計画(第Ⅲ期)が定められ、地方公共団体の責務として、商工団体の経営指導員等の設置基準の見直しとともに、そのための人件費や商工会館の施設整備費等の事業費への支援が求められている。

課題

- 物価高騰、人手不足、最低賃金引上げ、紛争・関税等の国際情勢の不安定化など、厳しい経営環境の下、小規模事業者等の伴走型の支援を強化し、地域経済を活性化していくためには、商工会や商工会議所をはじめとした支援体制の強化が喫緊の課題となっている。
- また、商工会や商工会議所の会館は、災害時における復旧・復興拠点としての機能も有しているが、老朽化等が進行している場合も多く、建替え、移転、取壊し等に係る財源確保が課題となっている。